

現行	改正案	改正理由				
<p>第1章から第2章まで 略</p> <p>第3章 避難</p> <p>1 略</p> <p>2 事前準備事項</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(6) 避難退域時検査場所の選定</p> <p>県は、避難者に対する避難退域時検査等を行う避難退域時検査場所を選定するに当たり、避難元市町村と連携・協力しながら、駐車場の容量、場所ごとの利用避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。設置場所の考え方については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課作成)を踏まえるものとする。</p> <p>(7) から (10) まで 略</p> <p>3から7まで 略</p> <p>第4章から第5章まで 略</p>	<p>第1章から第2章まで 略</p> <p>第3章 避難</p> <p>1 略</p> <p>2 事前準備事項</p> <p>(2) から (5) まで 略</p> <p>(6) 避難退域時検査場所の選定</p> <p>県は、避難者に対する避難退域時検査等を行う避難退域時検査場所を選定するに当たり、避難元市町村と連携・協力しながら、駐車場の容量、場所ごとの利用避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。設置場所の考え方については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課作成)を踏まえるものとする。</p> <p><u>・UPZ内の住民が避難する場合の避難退域時検査場所の候補地は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1501 869 2407 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="1501 869 1819 936">施設名称</th> <th data-bbox="1819 869 2407 936">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1501 936 1819 1010">揖斐川健康広場</td> <td data-bbox="1819 936 2407 1010">揖斐川町上南方853番地49</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※当該施設が使用できない場合を想定して、引き続き代替候補地を検討していくものとする。</u></p> <p><u>・UPZ外で実効線量100mSv/年の市町で避難が必要となる場合に係る候補地については、継続的に検討していくものとする。</u></p> <p>(7) から (10) まで 略</p> <p>3から7まで 略</p> <p>第4章から第5章まで 略</p>	施設名称	所在地	揖斐川健康広場	揖斐川町上南方853番地49	<p><u>・避難退域時検査場所の候補地を追記</u></p>
施設名称	所在地					
揖斐川健康広場	揖斐川町上南方853番地49					